

(目的)

**第1条** この規則は、武蔵野市自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例（平成6年12月武蔵野市条例第45号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(自転車等駐車場の設置基準)

**第2条** 条例第8条に規定する施設の設置者が自転車等駐車場を設置する場合は、別表1の設置基準による。ただし、混合用途施設（別表1中（ア）欄の二以上の用途に供する施設をいう。）を新築する場合、大規模施設（店舗面積、教室面積及び延べ面積が5,000平方メートルを超える施設をいう。）を新築する場合、又は同表中（ア）欄の施設を増築する場合の自転車等駐車場の設置については、別表2の設置基準による。

2 条例第8条第1項に規定する「その周辺」とは、当該施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね100メートル以内である場所をいう。

(放置禁止区域の標識等の設置及び告示)

**第3条** 条例第9条第1項の規定により放置禁止区域（以下「禁止区域」という。）を指定したときは、禁止区域内に看板、標識（第1号様式）等を設置し、当該区域が禁止区域であることを周知するものとする。

2 条例第9条第2項及び第3項に規定する告示は、次の各号に掲げる事項を明示して行うものとする。

(1) 禁止区域の指定期日、変更期日又は解除期日及びその範囲

(2) 前号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

(放置された自転車等に対する措置)

**第4条** 条例第10条第2項及び第3項の規定による指導及び警告は、口頭、注意札、看板等により行うものとする。

2 前項の指導及び警告にもかかわらず、なお放置されている自転車等を撤去したときは、撤去した旨、保管場所、条例第12条第1項に規定する撤去及び保管手数料（以下「撤去及び保管手数料」という。）等を撤去現場に表示するものとする。

3 条例第10条第3項に規定する「不適正に置かれているとき」とは、次の各号に該当する場合をいうものとする。

(1) 条例第13条第2項に規定する利用登録（以下「利用登録」という。）の承認を受けていな

い自転車等が駐車してあるとき。

- (2) 利用登録の承認を受けた自転車等であっても、規則で定める利用登録証を当該自転車等に貼付せずに駐車してあるとき。
- (3) 利用登録を取り消された自転車等が駐車してあるとき。
- (4) 利用登録期間の過ぎた自転車等が駐車してあるとき。
- (5) 利用登録した駐車場と異なる利用登録駐車場に利用登録自転車等が駐車してあるとき。

(撤去自転車等の告示・売却・処分)

**第5条** 条例第11条第1項に規定する告示は、次の各号に掲げる事項を明示して行うものとする。

- (1) 自転車等の種別、色又は特徴
- (2) 撤去年月日及び撤去した場所
- (3) 保管場所
- (4) 返還日時
- (5) 前号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第11条第3項に規定する売却の方法及び手続に関する事項については、武蔵野市契約事務規則（昭和39年5月武蔵野市規則第15号）の規定を準用する。

3 条例第11条第6項で規定する処分は、次の各号とする。

- (1) 廃棄
- (2) 無償譲渡
- (3) 再生利用

(自転車等の返還手続)

**第6条** 撤去した自転車等の返還を受けようとする者は、撤去自転車等返還申請書（第2号様式）を市長に提出するとともに、撤去及び保管手数料を納付しなければならない。

2 前項の場合において、市長は、その者が当該自転車等の利用者又は所有者（以下「利用者等」という。）であることを証する書類等の提示を求めるものとする。

3 市長は、撤去及び保管手数料の納付を受けたときは、直ちに撤去自転車等を返還するとともに、当該自転車等の利用者等から受領書を徴するものとする。

4 前3項の規定は、条例第11条第5項の規定による自転車等の売却代金の返還の手続について準用する。

**第7条及び第8条** 削除

(利用登録を受けることができる者)

**第9条** 条例第13条第2項に規定する利用登録を受けることができる者は、通勤又は通学のために住居、勤務先又は通学先と利用登録自転車等駐車場との往復に自転車等を日常的に利用し、かつ、長時間の駐車を必要とする者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認める者は、この限りでない。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳、東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年42民児精発第58号）の規定による愛の手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(2) 武蔵野市に住所を有する65歳以上の者で、前号に掲げる者以外のもの

(3) 最寄り駅の入口と住居、勤務先又は通学先との直線距離がおおむね500メートル以上である者で、前2号に掲げる者以外のもの

2 市長が必要と認めるときは、自転車利用者等の実態及び利用登録自転車等駐車場の収容台数を勘案して、前項第3号に掲げる距離を変更することができる。

(利用登録の手続)

**第10条** 利用登録を受けようとする者は、利用登録自転車等駐車場のうちの1か所を選択して、自転車等駐車場利用登録申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、利用登録の適否を決定し、自転車等駐車場利用登録決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(利用登録の順序)

**第10条の2** 利用登録者の決定の順序は、第9条第1項各号の順序によるものとする。この場合において、同順序の申請者の数が、あらかじめ市長が定める利用登録数を超えるときは、抽選により利用登録者を決定するものとする。

2 前項後段の場合においては、自転車安全利用認定証（市が実施する自転車安全利用講習会において交付する当該自転車安全利用講習会を修了したことを証する書面をいい、前条第1項に規定する利用登録の申請時においてその有効期限内にあるものに限る。）の交付を受けた者及びこれに準ずる者として市長が特に認める者を先順位とする。

3 第1項後段の場合において、第9条第1項第3号に規定する者に係る利用登録者の決定にあたっては、市長は、武蔵野市に住所を有する者が優先して利用登録を受けることができる利用登録数を、あらかじめ定めることができる。

4 前3項の規定にかかわらず、次条第1号に掲げる期間中に利用登録を受けた者が、当該利用登

録に係る利用登録自転車等駐車場を変更することなく、引き続き同条第2号に掲げる期間の利用登録を申請する場合は、市長は、当該者を優先して利用登録をすることができる。

(利用登録の期間)

**第10条の3** 利用登録を受けることができる期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 4月1日から9月30日まで
- (2) 10月1日から翌年3月31日まで
- (3) 前2号に掲げる期間の途中で利用登録を受ける場合は、当該利用登録を受ける日からそれぞれ当該各号に掲げる期間の終了日まで

(利用登録の取消し)

**第11条** 市長は、条例第13条第4項各号の規定により利用登録を取り消したときは、自転車等駐車場利用登録取消通知書(第5号様式)により利用登録を受けた者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により利用登録の取消しを受けた者は、利用登録証を市長に返還しなければならない。

(利用登録手数料の納付方法)

**第12条** 条例第14条第1項に規定する利用登録手数料(以下「利用登録手数料」という。)は、自転車等駐車場利用登録手数料納付書により納付するものとする。

- 2 前項の規定による納付は、次条第1項の規定による利用登録証の交付の時までにおいて市長が別に定める日までに行わなければならない。

(利用登録証の交付)

**第13条** 前条の規定により利用登録手数料を納付した者に対し、利用登録番号、利用登録駐車場名等を表示した利用登録証を交付するものとする。

- 2 前項の利用登録証の交付を受けた者は、当該利用登録証を市長が指定する自転車等の箇所貼付しなければならない。
- 3 交付を受けた利用登録証を紛失し、又は損傷した者は、市長に利用登録証再交付申請書(第6号様式)を提出し再交付を受けなければならない。
- 4 利用登録証の再交付に要する費用は、登録手数料に含まれるものとする。

(利用登録手数料の免除)

**第14条** 条例第14条第2項の規定により利用登録手数料を免除することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 第9条第1項第1号に掲げる者が利用登録を受けるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

(登録手数料の還付)

**第15条** 条例第14条第3項の規定により登録手数料を還付することができる場合は、次の各号に定めるところによる。

(1) 利用登録の承認を受けた者が、登録期間の開始前に利用登録の取り消しを申し出たとき。

(2) 前号に定めるもののほか、市長が特に理由があると認めるとき。

2 前項の規定により登録手数料の還付を受けようとする者は、自転車等駐車場利用登録手数料還付請求書(第7号様式)を市長に提出するとともに、利用登録証を返還するものとする。

(武蔵野市自転車等駐車対策協議会の組織)

**第16条** 条例第16条第1項の規定により設置する武蔵野市自転車等駐車対策協議会(以下「協議会」という。)の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱、又は任命する者をもって組織する。

(1) 市議会議員 2名以内

(2) 学識経験者 2名以内

(3) 行政機関 3名以内

(4) 事業者・業界代表 2名以内

(5) 市民代表 4名以内

(6) 市職員 2名以内

(委員の再任及び欠員補充)

**第17条** 協議会委員の任期満了後の再任は妨げない。

2 欠員補充による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第18条** 協議会委員の互選により、会長及び副会長各1名を置く。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長は、協議会を招集し、議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(報酬)

**第19条** 協議会の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年2月武蔵野市条例第7号)の定めるところによる。

(庶務)

**第20条** 協議会の庶務は、都市整備部交通対策課に置く。

(委任)

**第21条** この規則の施行について必要な事項は、別に市長が定める。

**付 則**

- 1 この規則は、平成7年6月15日から施行する。
- 2 第2条第1項の規定は、施行日の翌日から起算して6月を経過した日から適用するものとする。
- 3 武蔵野市自転車の放置防止に関する条例施行規則（昭和58年11月武蔵野市規則第45号）は、廃止する。

**付 則**（平成7年11月1日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則**（平成9年3月10日規則第9号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

**付 則**（平成9年6月25日規則第30号）

この規則は、平成9年7月1日から施行する。

**付 則**（平成10年6月19日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の武蔵野市自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例施行規則は、平成10年4月1日から適用する。

**付 則**（平成11年5月26日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の武蔵野市自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例施行規則は、平成11年4月1日から適用する。

**付 則**（平成13年3月5日規則第4号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

**付 則**（平成14年3月29日規則第35号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

**付 則**（平成15年4月1日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則**（平成17年3月31日規則第32号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

**付 則**（平成17年9月30日規則第102号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

付 則（平成18年 2 月 8 日規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表 3 の改正は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成19年 4 月 5 日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第 2 号様式の規定は、平成19年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成20年 1 月11日規則第 1 号）

- 1 この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の武蔵野市自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第 9 条、第10条の 2 及び第10条の 3 の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う利用登録自転車等駐車場の利用登録について適用し、施行日前に行う利用登録自転車等駐車場の利用登録については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則の規定による利用登録自転車等駐車場の利用登録に係る申請、抽選、決定、手数料の徴収、利用登録証の交付その他の手続は、施行日前においても行うことができる。

付 則（平成20年12月26日規則第81号）

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。ただし、第10条の 2 の改正は、公布の日から施行する。

付 則（平成22年 2 月26日規則第 9 号）

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成23年 3 月30日規則第15号）

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成23年12月12日規則第62号）

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成25年 4 月10日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

|   | (ア)            | (イ)                  | (ウ)                                       |
|---|----------------|----------------------|---|
|   | 施設の用途          | 施設の規模                | 自転車等駐車場の規模                                |
| 1 | 百貨店、スーパーマーケット等 | 店舗面積が400平方メートルを超えるもの | 面積20平方メートルごとに 1 台<br>(1 台に満たない端数は、切り捨てる。) |

|   |                      |                                       |   |
|---|----------------------|---------------------------------------|---|
| 2 | 銀行等金融機関              | 店舗面積が500平方メートルを超えるもの                  | 面積25平方メートルごとに1台<br>(1台に満たない端数は、切り捨てる。)  |
| 3 | 遊技場                  | 店舗面積が300平方メートルを超えるもの                  | 面積15平方メートルごとに1台<br>(1台に満たない端数は、切り捨てる。)  |
| 4 | 学習、教養、趣味等の教授目的施設     | 教室面積が300平方メートルを超えるもの                  | 面積15平方メートルごとに1台<br>(1台に満たない端数は、切り捨てる。)  |
| 5 | 集合住宅                 | 人の居住の用に供する独立部分（以下「住戸」という。）を15戸以上有するもの | 次に定める台数を合計した台数<br>(1) 床面積が45平方メートル以下である住戸にあつては、1住戸について1台<br>(2) 床面積が45平方メートルを超える住戸にあつては、当該住戸の床面積を合計した面積を45平方メートルで除して得た台数（1台に満たない端数は、切り捨てる。) |
| 6 | 官公署その他上記の用途に分類されないもの | 延べ面積が900平方メートルを超えるもの                  | 延べ面積45平方メートルごとに1台<br>(1台に満たない端数は、切り捨てる。)  |

#### 備考

- 1 施設の用途の範囲は、次に定めるとおりとする。
  - (1) 百貨店、スーパーマーケット等 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗その他小売業、飲食業等を営むための店舗
  - (2) 銀行等金融機関 銀行、信用金庫、労働金庫、信用協同組合及び証券会社の本支店で一般の顧客のための店舗部分を有する施設
  - (3) 遊技場 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第7号及び第8号に規定する営業を行う施設
  - (4) 学習、教養、趣味等の教授目的施設 教室、実習室等を常設し、学習、趣味等の教授のため一般の顧客に利用させ営業するもの
  - (5) 集合住宅 共同住宅又は長屋
- 2 施設の規模の算定の対象は、次に定めるとおりとする。
  - (1) 百貨店、スーパーマーケット等 売場、売場間の通路、ショーウインドー、ショール



ーム、承り場所、物品加工修理場、客席、待合室等の合計の床面積

(2) 銀行等金融機関 銀行室、接客室、応接室、ショーウインドー等の合計の床面積

(3) 遊技場 遊技室、景品交換所等の合計の床面積

(4) 学習、教養、趣味等の教授目的施設 教室、実習室、図書室、資料室等の合計の床面積

3 住戸の床面積は、住戸の壁その他の区画の中心線で囲まれた部分（バルコニー、パイプスペース、メーターボックス等の部分を除く。）の面積とする。

4 自転車等1台当たりの駐車部分は、幅0.6メートル（原動機付自転車にあっては、0.8メートル）以上、奥行き1.9メートル以上とする。ただし、自転車等を駐車するための装置を用いる場合その他市長が認める場合は、この限りでない。

別表2（第2条関係）

|     | 施設の特例     | 自転車等駐車場の規模の設置基準   |
|-----|-----------|---|
| (1) | 混合用途施設の新築 | 当該用途ごとに別表1の(ウ)欄により算定した自転車等駐車場の規模の合計が20台（集合住宅にあっては、15台）以上である場合、その合計した自転車等駐車場の規模を同欄により算定した自転車等駐車場の規模とみなす。   |
| (2) | 大規模施設の新築  | ① 混合用途施設以外の施設で5,000平方メートルまでの部分は、別表1中(ウ)欄により算定し、5,000平方メートルを超える部分は、同表1中(ウ)欄により算定した数値に2分の1を乗じて算定するものとし、両者を加えた規模をもって同表1(ウ)欄により算定した自転車等駐車場の規模とみなす。  |
|     |           | ② 混合用途施設で各用途の店舗面積、教室面積、あるいは延べ面積の合計（以下「合計面積」という。）が5,000平方メートルを超える施設を新築する場合には、(1)欄の規定にかかわらず、合計面積が5,000平方メートルまでの部分における各用途の面積が5,000平方メートルに占める割合と合計面積が5,000平方メートルを超える部分における当該割合とを等しくし、合計面積を(2)①欄の面積とみなして同欄の算定方法を用いて算定した規模を、自転車等駐車場の規模とみなす。 |
| (3) | 施設の増築     | 当該増築後の施設（条例施行以前に建設された部分は除く。）をすべて  |

|  |   |
|--|---|
|  | 新築したとみなして算定した自転車等駐車場の規模から、既に別表1中(ウ)欄の算定により設置されている自転車等駐車場の規模を控除した規模の自転車等駐車場を設置するものとする。 |
|--|---|

備考 集合住宅については、(2)の部の規定は、適用しない。

第2号様式 (第6条関係)

第2号様式(第6条関係)

撤去自転車等返還申請書

(自転車保管所保管用)

|                           |   |     |    |   |   |
|---------------------------|---|-----|----|---|---|
|                           |   | 返還日 | 年  | 月 | 日 |
| 武蔵野市長 殿                   |   |     |    |   |   |
| 下記のとおり自転車等の返還を請求し、受領しました。 |   |     |    |   |   |
| 申請者<br>(受領者)              | 〒 | 住所  | 氏名 |   |   |
|                           |   |     | 電話 |   |   |
| 所有者                       | 〒 | 住所  | 氏名 |   |   |
|                           |   |     | 電話 |   |   |

記入していただいた氏名及び住所、電話番号等は自転車等返還手続のみに使用するものです。  
(武蔵野市個人情報保護条例)

|           |         |                     |
|-----------|---------|---------------------|
| 撤去場所      | 撤去年月日   |                     |
| 整理番号      | メーカー    |                     |
| 防犯登録番号    | 車体番号    |                     |
| 車種        | 車体色     |                     |
| 確認項目      | 所有者との続柄 | 本人 本人以外( )          |
|           | 申請者確認   | 免許証・保険証・学生手帳・その他( ) |
|           | 返還通知    | 有・無 被害者受理番号         |
| 撤去及び保管手数料 |         | 円                   |
| 備考        |         |                     |
|           | 担当者     |                     |

|                           |      |    |
|---------------------------|------|----|
| 領収書兼引渡書                   | 整理番号 | 備考 |
| 金額 円                      | 受領印  |    |
| 上記の金額を撤去及び保管手数料として受領しました。 |      |    |
| 武蔵野市長                     |      |    |